

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画

令和7年10月2日版

令和8年3月

盛岡市・滝沢市・矢巾町

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画

－目 次－

第1章 計画の概要	1
1. 地域公共交通利便増進実施計画とは	1
1-1 地域公共交通利便増進実施計画	1
1-2 利便増進事業	1
2. 計画策定の背景と目的	2
3. 計画の位置付け	2
4. 実施区域	3
5. 実施予定期間	3
第2章 盛岡都市圏地域公共交通計画の基本理念・施策内容	4
1. 地域公共交通計画の基本理念・基本方針・目標	4
1-1 基本理念・基本方針	4
1-2 将来ネットワーク	6
1-3 目標・目標指標	7
2. 地域公共交通計画の施策内容	8
第3章 利便増進事業の内容・実施主体	9
1. 利便増進事業の内容及び実施主体	9
【事業①】盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域を経由する路線バスの新設	11
【事業②】医療施設・商業施設への乗り入れ・地域内交通との接続 /路線バスの再編に伴う地域内交通の新設	14
【事業③】デマンド交通の運行範囲の拡大	21
2. 利便増進事業に関連して実施する事業	24
2-1 都市圏公共交通マップの作成	24
2-2 公共交通利用促進イベントの開催	25
3. 関係施策との連携に関する事項	26
4. 利便増進事業等の実施スケジュール	26
第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法・支援の内容	27
第5章 事業実施による効果	28

第1章 計画の概要

1. 地域公共交通利便増進実施計画とは

1-1 地域公共交通利便増進実施計画

地域公共交通利便実施計画とは、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続的な提供を確保するために、地域公共交通計画に基づき、地方公共団体が中心となって、公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤや運賃等の公共交通サービスの改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することを目的として作成するものです。



図 地域交通法に基づく計画制度の体系

出典：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 理念編（第4版）」

1-2 利便増進事業

利便増進事業とは、地方公共団体が地域公共交通網の整備を図るために行う事業であり、地方公共団体が公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を促進するものです。地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）の概要を定めた上で、利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得て、当該事業の実施計画である地域公共交通利便増進実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができます。地域における公共交通ネットワークの再編や運賃・ダイヤ等の見直しを含め、利用者の利便の増進に資する取り組みを対象としている事業です。

2. 計画策定の背景と目的

盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町（以下「盛岡都市圏」という。）では、3市町それぞれに地域公共交通網形成計画及び地域公共交通計画を策定し、当該計画に基づき公共交通ネットワークの再編や見直し、利用促進等を中心とした公共交通利用環境改善の各種取り組みを実施してきました。

一方で盛岡都市圏は、同一生活圏として市町域を跨いだ移動が多いことや盛岡都市圏内を連絡する路線も多く、盛岡市中心部を結節点とする公共交通ネットワークが構築されていることから、地域住民の日常生活に関して形成される交通圏を基本とした、盛岡都市圏全体での地域公共交通計画の策定や、連携・協働した施策実施の必要性が高まったことを受け、「盛岡都市圏地域公共交通計画（以下「都市圏計画」という。）」を令和7年（2025年）9月に策定しました。

令和2年（2020年）の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年（2007年）法律第59号）」（以下「地域交通法」という。）の改正により、従前の地域公共交通再編事業の内容を更に充実させた利便増進事業を実施するため、地域公共交通利便増進実施計画が策定できるようになりました。

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（以下「本計画」という。）は、都市圏計画に定めた利便増進事業を実施するにあたり、基本理念として掲げる「つなげる・いかす・ささえる 持続可能で使いやすい交通体系の実現」を推進するとともに、事業の実施に係る確実性や円滑化を図ることを目的として策定するものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、都市圏計画に定めた将来ネットワークを具体化するためのアクションプランとしての位置付けがあり、実施施策・事業における具体的な内容について定めるものです。

【盛岡都市圏各市町の上位・関連計画】

盛岡都市圏各市町の総合計画

- ・ 盛岡市総合計画（令和7～16年度（2025～2034年度））
- ・ 第2次滝沢市総合計画（令和6～13年度（2024～2031年度））
- ・ 第8次矢巾町総合計画（令和6～13年度（2024～2031年度））

盛岡都市圏各市町のまちづくりに関する計画

- ・ 盛岡市都市計画マスタープラン
- ・ 滝沢市都市計画マスタープラン（平成27～令和15年度（2015～2033年度））
- ・ 矢巾町都市計画マスタープラン（平成30～令和20年度（2018～2038年度））
- ・ 盛岡市立地適正化計画（令和2～令和17年度（2020～2035年度））



図 本計画の位置付け

4. 実施区域

本計画の実施区域は、都市圏計画と整合を図り、盛岡都市圏に関連する公共交通全体ネットワークとして一体的に扱うことから、盛岡都市圏全域とします。

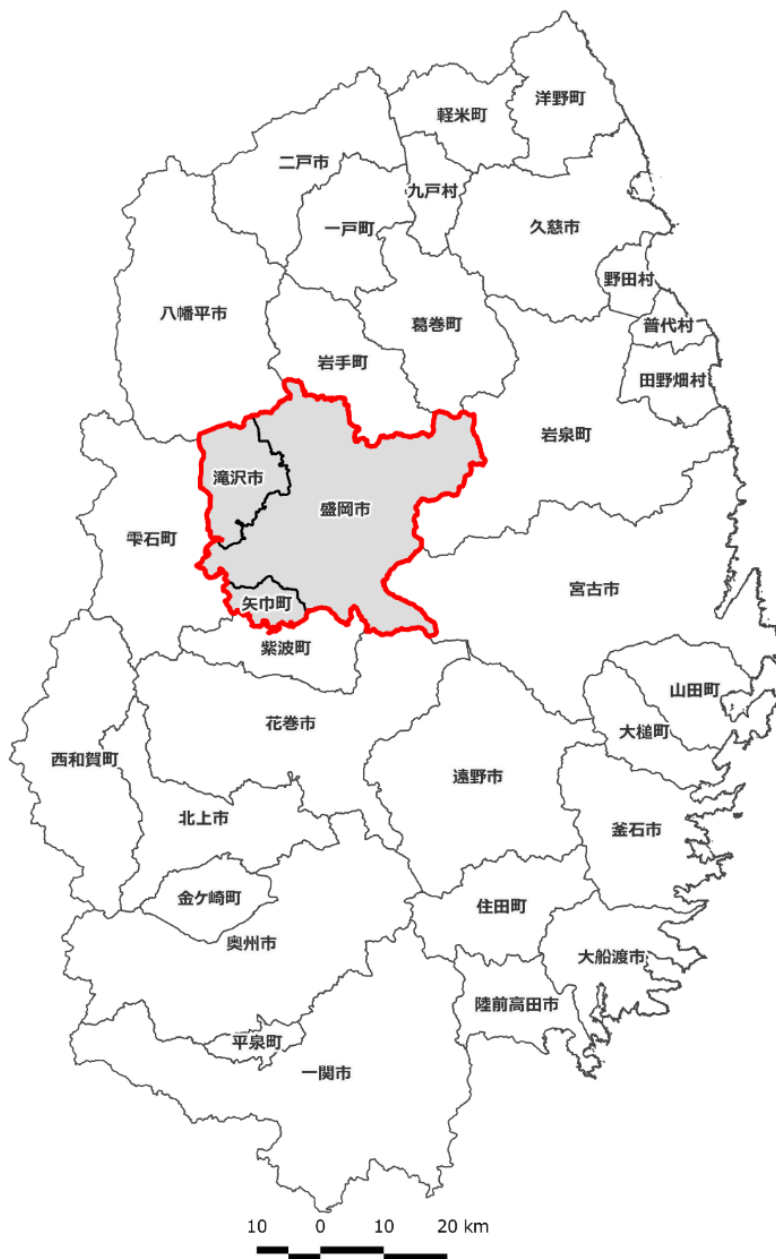


図 実施区域

5. 実施予定期間

本計画の実施予定期間は、都市圏計画と整合を図り、令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）の5年間とします。本計画は、利便増進事業の進捗状況や地域公共交通を取り巻く状況の変化に応じて、計画内容の見直しや変更を実施します。

第2章 盛岡都市圏地域公共交通計画の 基本理念・施策内容

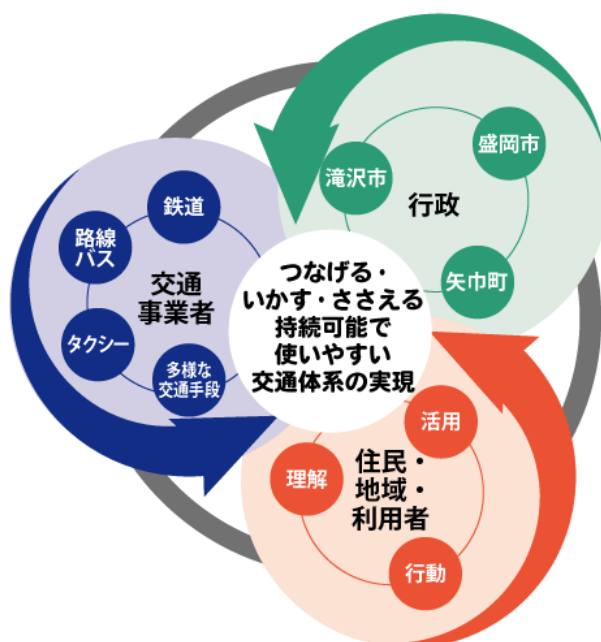
1. 地域公共交通計画の基本理念・基本方針・目標

1-1 基本理念・基本方針

都市圏計画では、地域公共交通の課題を解決するため、基本理念や基本方針を次のとおり掲げています。

基本理念

つなげる・いかす・ささえる
持続可能で使いやすい交通体系の実現



盛岡都市圏のつながり

- ➡市町の枠組みを越えた施策展開によって、移動ニーズに合った使いやすい公共交通を実現します。

交通モードや交通事業者間のつながり

- ➡それぞれの強みを活かし協力、補完し合うことで、公共交通としての責務とネットワークの維持を実現します。

多様な関係者とのつながり

- ➡住民、地域、利用者等の多様な主体が盛岡都市圏にとって必要な行動をとることで、盛岡都市圏の持続可能な公共交通体系を実現します。

基本方針①

限りある輸送資源の最適化による持続可能な公共交通ネットワークの形成

限りある輸送資源を、効率的かつ戦略的に配置することで、今後も利用し続けられる公共交通ネットワークを形成します。

基本方針②

地域の実情に合った公共交通利用環境の構築

移動需要、ニーズ、地域等に合わせたサービスレベルの設定、公共交通の利便性向上を図ります。

基本方針③

地域と利用者の連携・協働による公共交通の推進

住民や利用者が地域にとって望ましい交通行動を考え、実践していただけるように情報発信やモビリティ・マネジメントを展開します。

基本方針④

盛岡都市圏の多様な関係者による施策展開の実現

公共交通の維持及び活性化に向け、交通事業者だけではなく、盛岡都市圏に属する多様な関係者が一体となって施策に取り組みます。

1-2 将来ネットワーク

盛岡都市圏では、基本理念及び基本方針に基づき、将来ネットワークを次のとおりに設定しています。本計画では、「見直し想定エリア（盛岡市南西部～矢巾町北部）」及び「見直し想定エリア（矢巾町北部～盛岡市南部）」におけるネットワークの再編を利便増進事業の対象とします。

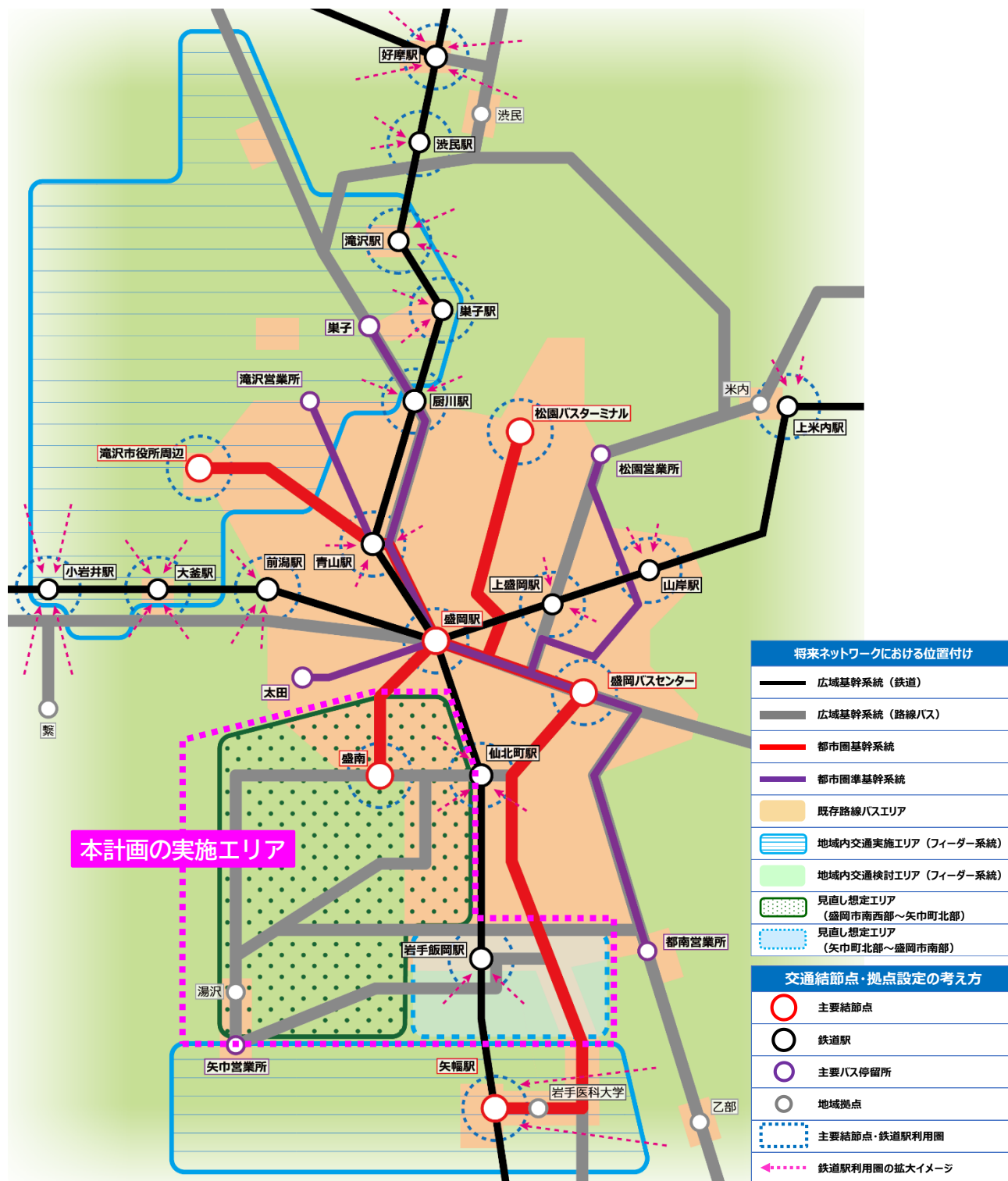


図 盛岡都市圏における将来ネットワーク

1-3 目標・目標指標

都市圏計画では、地域公共交通の課題を解決し、目指すべき地域公共交通の姿として4つの目標と目標の達成状況を評価する指標を定めています。利便増進事業における効果については、本指標のうち関連する項目を用いて、検証することを基本とします。

目標① 交通モードの役割に応じた最適なネットワークの形成

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 1-1 住民1人当たりの公共交通利用回数			
i 鉄道	27.3(回/年・人)	27.3(回/年・人) 以上	毎年
ii 路線バス	32.8(回/年・人)	32.8(回/年・人) 以上	毎年
iii 地域内交通	0.07(回/年・人)	0.07(回/年・人) 以上	毎年
iv 一般乗用タクシー	9.7(回/年・人)	9.7(回/年・人) 以上	毎年
指標 1-2 鉄道・路線バス・地域内交通利用圏 人口割合	79.9%	79.9%以上	計画更新時

目標② 安心・快適に利用できる公共交通サービスの構築

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 2-1 公共交通利用者の満足度	29.6%	35.6%	計画更新時

目標③ 地域に合った望ましい交通行動の普及・定着

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 3-1 公共交通利用率	27.8%	27.8%以上	計画更新時

目標④ 従来の取組主体の枠組みを超えて参画・連携できる体制の構築

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 4-1 3市町連携による実施事業数	0	31	計画更新時
指標 4-2 路線バスの収支率	77.12%	77.12%	毎年
指標 4-3 公共交通への公的資金投入額	214 百万円	302 百万円	毎年

2. 地域公共交通計画の施策内容

都市圏計画では、設定した目標の達成に向けて、次のとおりの実施施策・事業に取り組みます。また、本計画の対象となる利便増進事業として取り組む実施施策・事業を併せて示します。

表 都市圏計画における実施施策・事業一覧

実施施策		地域公共交通 利便増進事業
方向性1 公共交通ネットワークの維持・確保		
都市圏施策1-1	鉄道の運行維持と利活用・利便性向上	
都市圏施策1-2	路線バスネットワークの維持	○
都市圏施策1-3	タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成	○
市町施策 1-3	デマンド交通の利便性向上	
都市圏施策1-4	地域の輸送資源の活用による移動手段の確保	
市町施策1-4	地域特性に合った交通手段の導入	
都市圏施策1-5	交通事業者の収支改善に繋がる支援	
方向性2 交通結節点等の利便性・機能性向上		
都市圏施策2-1	交通結節点の機能性等の向上	
市町施策2-1	交通結節点等の整備	
都市圏施策2-2	公共交通の裾野を広げる 交通結節点等の活用とまちづくりとの連携	
方向性3 利用しやすい公共交通サービスの提供		
都市圏施策 3-1	利用しやすい運行ダイヤの設定	○※
都市圏施策 3-2	分かりやすい公共交通案内情報の提供	
都市圏施策 3-3	既存の公共交通を活用した観光部門との連携	
都市圏施策 3-4	利用促進に繋がる運賃体系の研究	
市町施策 3-4	生活交通を支える運賃制度の継続・検討	
都市圏施策 3-5	キャッシュレス決済の導入・普及拡大	
方向性4 生活を支える公共交通の理解促進		
都市圏施策 4-1	公共交通に関する情報の周知	
都市圏施策 4-2	都市圏公共交通マップの作成	○
都市圏施策 4-3	公共交通利用促進イベントの開催	○
都市圏施策 4-4	通勤通学・公務移動時等の公共交通利用の促進	
都市圏施策 4-5	公共交通を支える意識の醸成と公共交通施策への参画	
都市圏施策 4-6	運転士不足の改善に向けた支援	

※「都市圏施策3-1 利用しやすい運行ダイヤの設定」においては、交通事業者との協議・調整が整い、実施が可能になった段階で本計画を変更します。

第3章 利便増進事業の内容・実施主体

1. 利便増進事業の内容及び実施主体

本計画では、将来ネットワークにおける見直し想定エリアにおいて、まちづくりの進展に伴う新たな移動需要への対応や、集客施設を交通結節点として活用することで、利便性の高いネットワークの形成を図ります。

また、移動需要に対応した路線バスネットワークの再編に伴い、タクシーを活用した地域内交通の運行により、地域内の公共交通ネットワークを確保します。さらに、市町境を跨いだ移動実態や移動の効率性を踏まえ、既存の地域内交通の運行範囲を拡大することにより、地域住民の利便性が向上します。

具体的な事業内容及び実施主体は、次のとおりです。

表 利便増進事業の概要

事業内容		実施主体	都市圏計画における事業の位置付け		
			都市圏施策1-2 事業②	都市圏施策1-2 事業③	都市圏施策1-3 事業②
利便増進事業 路線バスネットワークの維持・タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成					
【事業①】	盛岡市立地適正化計画における 居住誘導区域を経由する路線バスの新設	盛岡市 岩手県交通（株）	○		
【事業②】	医療施設・商業施設への乗り入れ ・地域内交通との接続	盛岡市 岩手県交通（株）	○		
	路線バスの再編に伴う地域内交通の新設	盛岡市 〇〇タクシー（株）			○
【事業③】	矢巾町北部～盛岡市南部における デマンド交通の運行範囲の拡大	矢巾町 （株）矢巾タクシー		○	

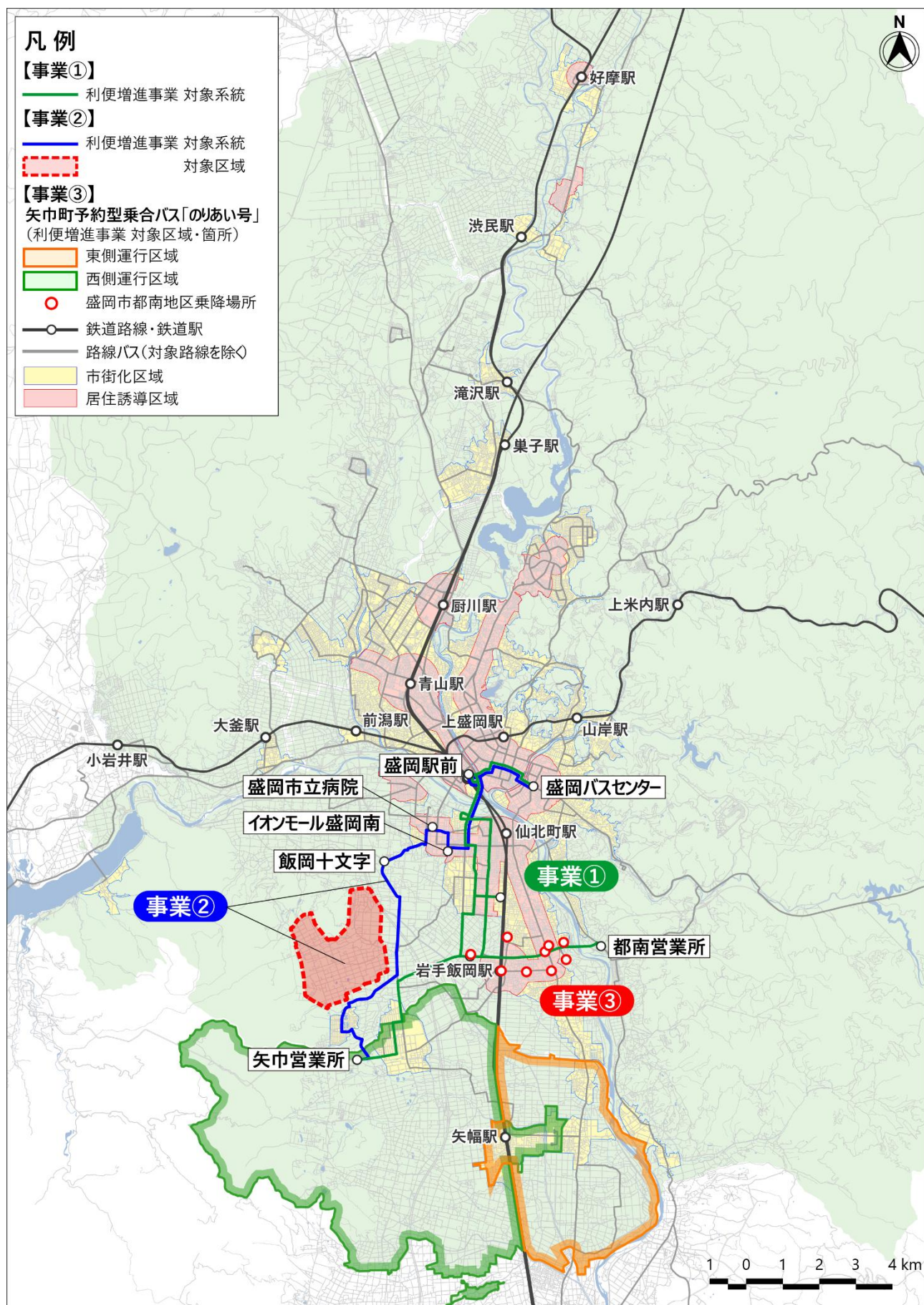


図 利便増進事業の実施箇所

【事業①】盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域を経由する路線バスの新設

(1) 対象路線・運行の概要

本事業の対象となる路線及び運行の概要は次のとおりです。

黄色網掛け箇所については、
交通事業者からの情報提供を受け更新

表 対象路線及び運行概要 (1/2)

		旧	新
路線①	路線名	421 都南盛南線	東道明線（仮称）
	運行の態様	路線定期運行	路線定期運行
	運行事業者	岩手県交通（株）	岩手県交通（株）
	運行範囲	都南営業所～ゆいとぴあ中央 ～イオンモール盛岡南～盛岡駅前	都南営業所～日赤前～東道明 ～向中野一丁目～本宮三丁目 ～（盛南大橋経由）～盛岡駅前 ～盛岡バスセンター
	キロ程	11.6km	12.5km（盛岡バスセンター終点）、 10.3km（盛岡駅前終点）
	便数	土日祝：2便（1往復）	路線①・③・④合わせて 平日：10～20便（5～10往復）程度 土日祝：6～12便（3～6往復）程度
路線② 【統合】	路線名	425 都南イオンモール盛岡南線	—
	運行の態様	路線定期運行	—
	運行事業者	岩手県交通（株）	—
	運行範囲	都南営業所～川久保 ～イオンモール盛岡南～盛岡駅前	—
	キロ程	10.3km	—
	便数	平日：2便（1往復）	—
路線③ 【新設】	路線名	—	東道明線（仮称）
	運行の態様	—	路線定期運行
	運行事業者	—	岩手県交通（株）
	運行範囲	—	盛岡友愛病院前～東道明～向中野一丁目 ～本宮三丁目～（盛南大橋経由） ～盛岡駅前～盛岡バスセンター
	キロ程	—	9.0km（盛岡バスセンター終点）、 6.8km（盛岡駅前終点）
	便数	—	（日中時間帯運行）
路線④ 【新設】	路線名	—	東道明線（仮称）
	運行の態様	—	路線定期運行
	運行事業者	—	岩手県交通（株）
	運行範囲	—	道明駐車場～東道明～向中野一丁目 ～本宮三丁目～（盛南大橋経由） ～盛岡駅前
	キロ程	—	5.3km
	便数	—	（日中時間帯運行）

表 対象路線及び運行概要（２／２）

		旧	新
路線⑤	路線名	510 南インター経由川久保線	北飯岡線（仮称）
	運行の態様	路線定期運行	路線定期運行
	運行事業者	岩手県交通（株）	岩手県交通（株）
	運行範囲	矢巾営業所～湯沢団地～ 盛岡友愛病院前～（南大橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	矢巾営業所～流通会館～北飯岡 ～向中野二丁目～本宮二丁目 ～（盛南大橋経由）～盛岡駅前 ～盛岡バスセンター
	キロ程	16.7km	13.3km（盛岡バスセンター終点）、 11.1km（盛岡駅前終点）
	便数	平日：5便（2.5往復）	路線⑤～⑦合わせて 平 日：10～20便（5～10往復）程度 土日祝：6～12便（3～6往復）程度
路線⑥ 【新設】	路線名	—	北飯岡線（仮称）
	運行の態様	—	路線定期運行
	運行事業者	—	岩手県交通（株）
	運行範囲	—	盛岡友愛病院前～北飯岡～向中野二丁目 ～本宮二丁目～（盛南大橋経由） ～盛岡駅前～盛岡バスセンター
	キロ程	—	8.5km（盛岡バスセンター終点）、 6.3km（盛岡駅前終点）
	便数	—	（日中時間帯運行）
路線⑦ 【新設】	路線名	—	北飯岡線（仮称）
	運行の態様	—	路線定期運行
	運行事業者	—	岩手県交通（株）
	運行範囲	—	道明駐車場～北飯岡～向中野二丁目 ～本宮二丁目～（盛南大橋経由） ～盛岡駅前～盛岡バスセンター
	キロ程	—	7.0km（盛岡バスセンター終点）、 4.8km（盛岡駅前終点）
	便数	—	（日中時間帯運行）

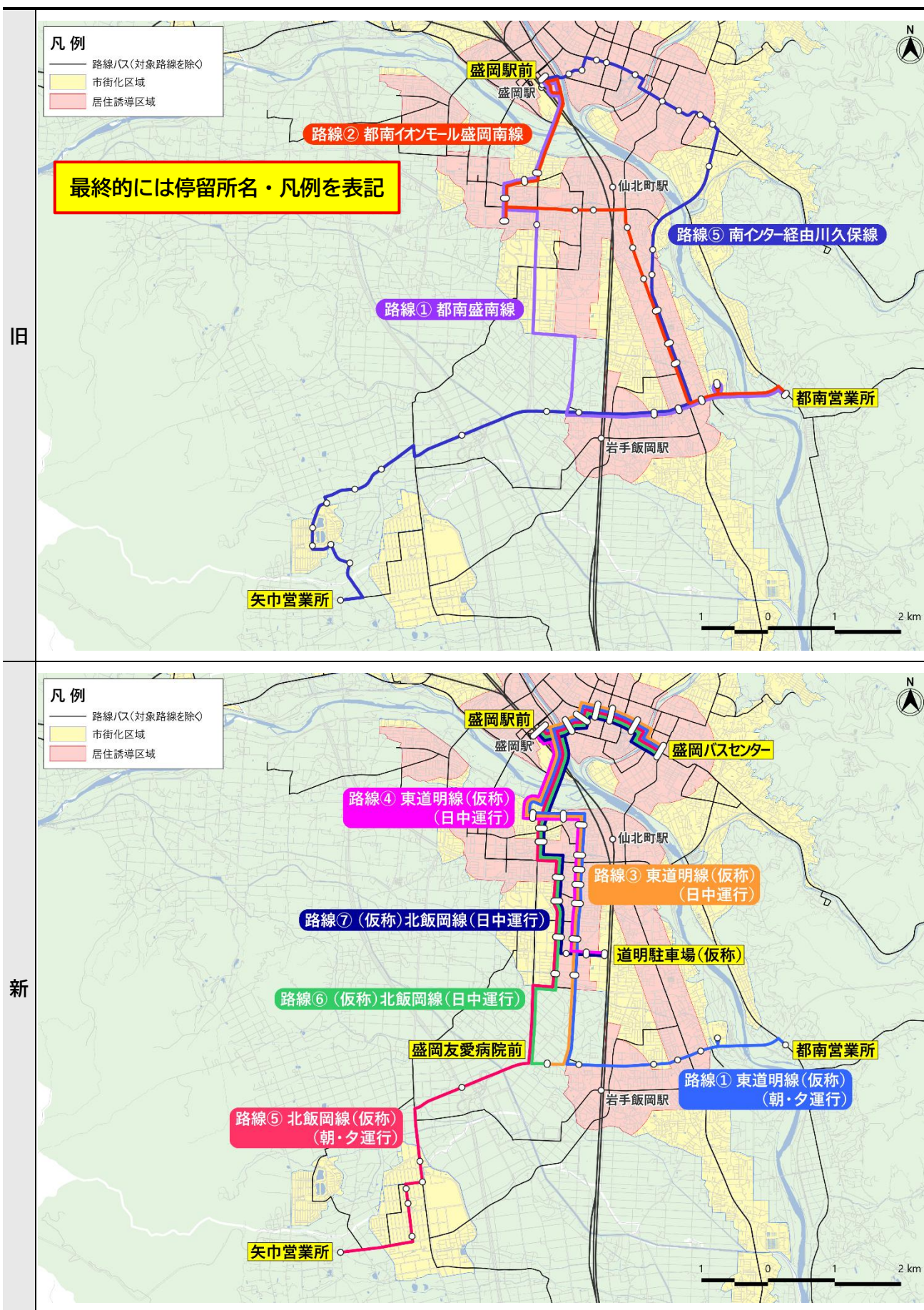
（２）事業の内容

盛岡市盛南地区及び矢巾町北部を運行している岩手県交通「421 都南盛南線」、「425 都南イオンモール盛岡南線」及び「510 南インター経由川久保線」の運行ルートを変更し、これまで路線バスの運行が無かった居住誘導区域に路線バスを新設します。運行ルートの変更に合わせて、盛南地区に路線バス停留所を9箇所新設、本宮地区で利用を停止していた停留所を3箇所再開し、沿線住民の利便性が向上します。

また、朝・夕時間帯と日中時間帯の運行系統を分離し、移動需要に応じた効率的な運行に見直すことで、市街地部の路線バスネットワークを維持します。

1) 路線バスの運行系統

表 新旧の運行系統図



【事業②】医療施設・商業施設への乗り入れ・地域内交通との接続

/路線バスの再編に伴う地域内交通の新設

(1) 対象路線・運行の概要

本事業の対象となる路線及び運行の概要は次のとおりです。

表 対象路線及び運行概要（１／２）

		旧	新
路線① 【廃止】	路線名	501 羽場線	—
	運行の態様	路線定期運行	—
	運行事業者	岩手県交通（株）	—
	運行範囲	矢巾営業所～盛岡工業高校 ～飯岡十文字～（明治橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	—
	キロ程	15.6km	—
	便数	平日：2便（1往復）	—
路線② 【廃止】	路線名	502 本宮線（志波城古代公園止まり）	—
	運行の態様	路線定期運行	—
	運行会社	岩手県交通（株）	—
	運行範囲	志波城古代公園前 ～飯岡十文字～（明治橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	—
	キロ程	8.4km	—
	便数	土休日：2便（1往復）	—
路線③ 【廃止】	路線名	503 本宮線（流通会館経由）	—
	運行の態様	路線定期運行	—
	運行事業者	岩手県交通（株）	—
	運行範囲	矢巾営業所～流通会館 ～飯岡十文字～（明治橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	—
	キロ程	14.7km	—
	便数	平日：4便（2往復）	—
路線④ 【再編】	路線名	504 本宮線（湯沢団地経由）	504 本宮線（湯沢団地経由）
	運行の態様	路線定期運行	路線定期運行
	運行会社	岩手県交通（株）	岩手県交通（株）
	運行範囲	矢巾営業所～湯沢団地 ～飯岡十文字～（明治橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	矢巾営業所～湯沢団地～飯岡十文字 ～盛岡市立病院～イオンモール盛岡南 ～本宮二丁目～（盛南大橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前
	キロ程	15.1km	15.6km
	便数	平日：8便（4往復） 土日祝：6便（3往復）	平日：6～12便（3～6往復）程度 土日祝：4～6便（2～3往復）程度

表 対象路線及び運行概要（2/2）

		旧	新
路線⑤ 【再編】	路線名	530 本宮線（飯岡十文字止まり）	530 本宮線（飯岡十文字止まり）
	運行の態様	路線定期運行	路線定期運行
	運行会社	岩手県交通（株）	岩手県交通（株）
	運行範囲	盛岡駅前～（盛南大橋経由） ～泉屋敷～イオンモール盛岡南 ～飯岡十文字	盛岡駅前～（盛南大橋経由） ～本宮二丁目～イオンモール盛岡南 ～盛岡市立病院～飯岡十文字
	キロ程	6.1km	6.3km
	便数	平 日：1 便（0.5 往復）	平日：1 便（0.5 往復）
路線⑥ 【新設】	運行名	—	予約型乗合タクシー（路線名未定）※1
	事業許可 区分	—	道路運送法第4条に基づく 一般乗合旅客自動車運送事業※2
	運行の態様	—	区域運行
	運行事業者	—	盛岡市 （運行委託：●●●●●）
	運行範囲	—	盛岡市上飯岡・羽場・湯沢地区 ～イオンモール盛岡南
	便数	—	平 日：午前3便、午後3～4便※3 土日祝：運行なし
	運賃	—	●●●円※4
	乗降場所	—	運行区域内：町丁目に対して1～2箇所 運行区域外（接続拠点） ：イオンモール盛岡南

※1：前日までの予約を想定。

※2：令和8年5月末までは道路運送法第21条の実証運行、本格運行時に移行を予定。

※3：基本ダイヤ型。接続する（仮称）本宮線に合わせて変更予定。

※4：別途運賃協議会（今後設置予定）に諮問し決定。既存の路線バス運賃以上及び乗用タクシー運賃以内の金額を想定。

（２）事業の内容

盛岡市南西部及び矢巾町北部を運行している岩手県交通「501 羽場線」、「502 本宮線（志波城古代公園止まり）」、「503 本宮線（流通会館経由）」、「504 本宮線（湯沢団地経由）」及び「530 本宮線（飯岡十文字止まり）」について、路線名及び経由地を統一し、分かりやすい案内にするとともに、集客施設となっている盛岡市立病院及びイオンモール盛岡南への乗入れにより、各施設利用者の利便性が向上します。

また、盛南大橋を経由する運行ルートへ変更し、盛岡駅前への経路の迂回感の軽減、盛岡駅までの所要時間の短縮を図り、鉄道利用者の乗り継ぎをより円滑化することで、利用者の利便性が向上します。

さらに「501 羽場線」においては、利用状況を踏まえて幹線と支線の運行系統に分離し、幹線にあたる区間は引き続き路線バス、支線にあたる区間は地域内交通とし、これまで鉄道・路線バス不便地域となっていた上飯岡・羽場・湯沢地区と合わせて、公共交通ネットワークの維持及び運行の効率化、地域住民の利便性向上を図ります。

地域内交通は、運行区域内の農村集落特有の分散する需要や幅員が狭く入り組んだ道路環境に対応することや、閑散時間帯のタクシーを活用するため、タクシー車両を用いたデマンド型交通とします。また、運行するタクシー事業者における繁忙時間帯等の役割分担や、路線バス事業者の持続可能な運行の継続のため、利用できる乗降場所を限定します。

1) 路線バスの運行系統

表 新旧の運行系統図

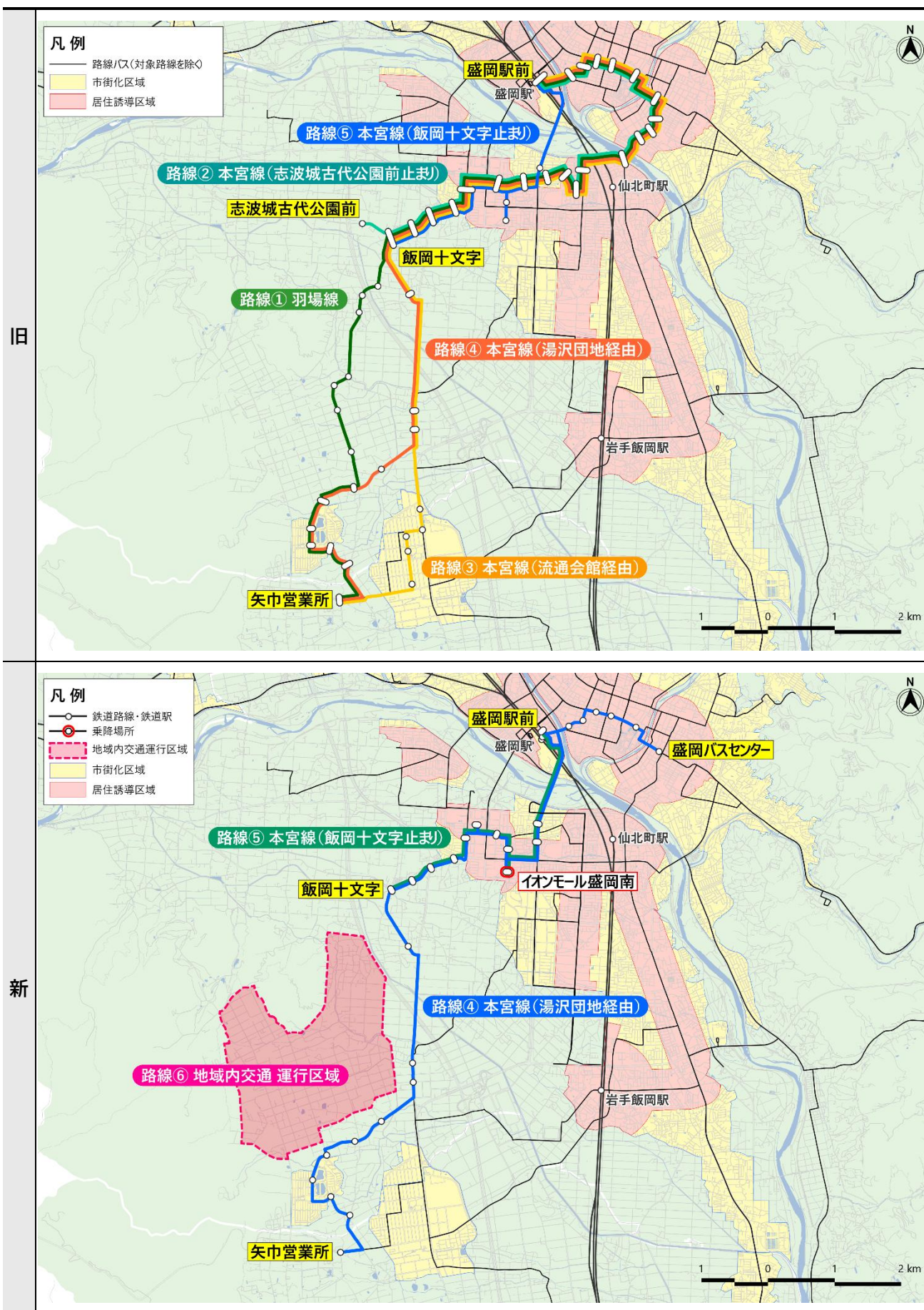


表 運行経路の拡大図（運行経路）

旧	運行経路の拡大図 (旧)
新	運行経路の拡大図 (新)

明治橋経由から
盛南大橋経由となることを
拡大図で整理

表 運行経路の拡大図（施設乗り入れ）

旧	施設乗り入れの拡大図 (旧)
新	施設乗り入れの拡大図 (新)

盛岡市立病院と
イオンモール盛岡南への乗り入れすることを
拡大図で整理

2) 地域内交通との接続

地域内交通と路線バスの接続については「イオンモール盛岡南」のみとし、次の接続路線と相互に乗り継ぐ利用を可能とします。

表 地域内交通との接続路線

運行事業者	接続路線	行き先（経由地）
岩手県交通（株）	424 手代森・イオンモール盛岡南線	盛岡駅前、手代森ニュータウン
	500 イオンモール盛岡南線	盛岡駅前
	504 本宮線（湯沢団地経由）※	盛岡バスセンター、矢巾営業所
	530 本宮線（飯岡十文字止まり）	飯岡十文字
岩手県北自動車（株）	E01 盛南上田箱清水線、	厨川駅（盛岡駅西口・三高前）
	E02・E03 みたけ上田パイパ盛南線	厨川駅西口 （盛岡駅西口・盛岡中央高校前）

※イオンモール盛岡南にて地域間幹線系統「504 本宮線（湯沢団地経由）」と接続

変更後の路線図・時刻表（接続時間を含む）

3) 運行車両

表 新旧の運行車両

新旧	路線	運行車両
旧	路線①	大型バス車両
	路線②	
	路線③	
	路線④	
	路線⑤	
新	路線④	大型バス車両
	路線⑤	
	路線⑥	タクシー車両（普通車、乗車定員5名）

4) 運賃

表 新旧の運賃

新旧	路線	利用区間	運賃	備考
旧	路線①	羽場～飯岡十文字	280 円	
		羽場～盛岡バスセンター	460 円	
		羽場～盛岡駅前	520 円	
	路線②	志波城古代公園前～盛岡バスセンター	370 円	
		志波城古代公園前～盛岡駅前	440 円	
	路線③	流通会館～盛岡バスセンター	530 円	
		流通会館～盛岡駅前	590 円	
	路線④	湯沢団地～盛岡バスセンター	510 円	飯岡線と同運賃
		湯沢団地～盛岡駅前	470 円	本宮線利用
	路線⑤	盛岡駅前～イオンモール盛岡南	220 円	
		盛岡駅前～飯岡十文字	320 円	
新	路線④	飯岡十文字～盛岡駅前		
		飯岡十文字～盛岡バスセンター		
	路線⑤	湯沢団地～盛岡駅前		
		湯沢団地～盛岡バスセンター		
	路線⑥	羽場地区～イオンモール盛岡南		
		羽場地区～盛岡駅前		イオンモール盛岡南にて 路線バスに乗り継ぎ
		羽場地区～盛岡バスセンター		

（令和7年（2025年）4月1日現在）

【事業③】デマンド交通の運行範囲の拡大

(1) 対象となる運行の概要

本事業の対象となる運行の概要は次のとおりです。

表 対象となる運行概要

		旧	新
路線①	運行名	予約型乗合バス「のりあい号」	予約型乗合バス「のりあい号」
	事業許可 区分	道路運送法第4条に基づく 一般乗合旅客自動車運送事業	道路運送法第4条に基づく 一般乗合旅客自動車運送事業
	運行の態様	区域運行	区域運行
	運行事業者	矢巾町 (運行委託：(株) 矢巾タクシー)	矢巾町 (運行委託：(株) 矢巾タクシー)
	運行範囲	東側運行区域 西側運行区域	東側運行区域 西側運行区域 東側運行区域～都南地区乗降場所 西側運行区域～都南地区乗降場所
	運賃	東側運行区域：500 円 西側運行区域：500 円 東側運行区域～西側運行区域：500 円	東側運行区域：500 円 西側運行区域：500 円 東側運行区域～西側運行区域：500 円 東側運行区域～都南地区乗降場所：●円 西側運行区域～都南地区乗降場所：●円

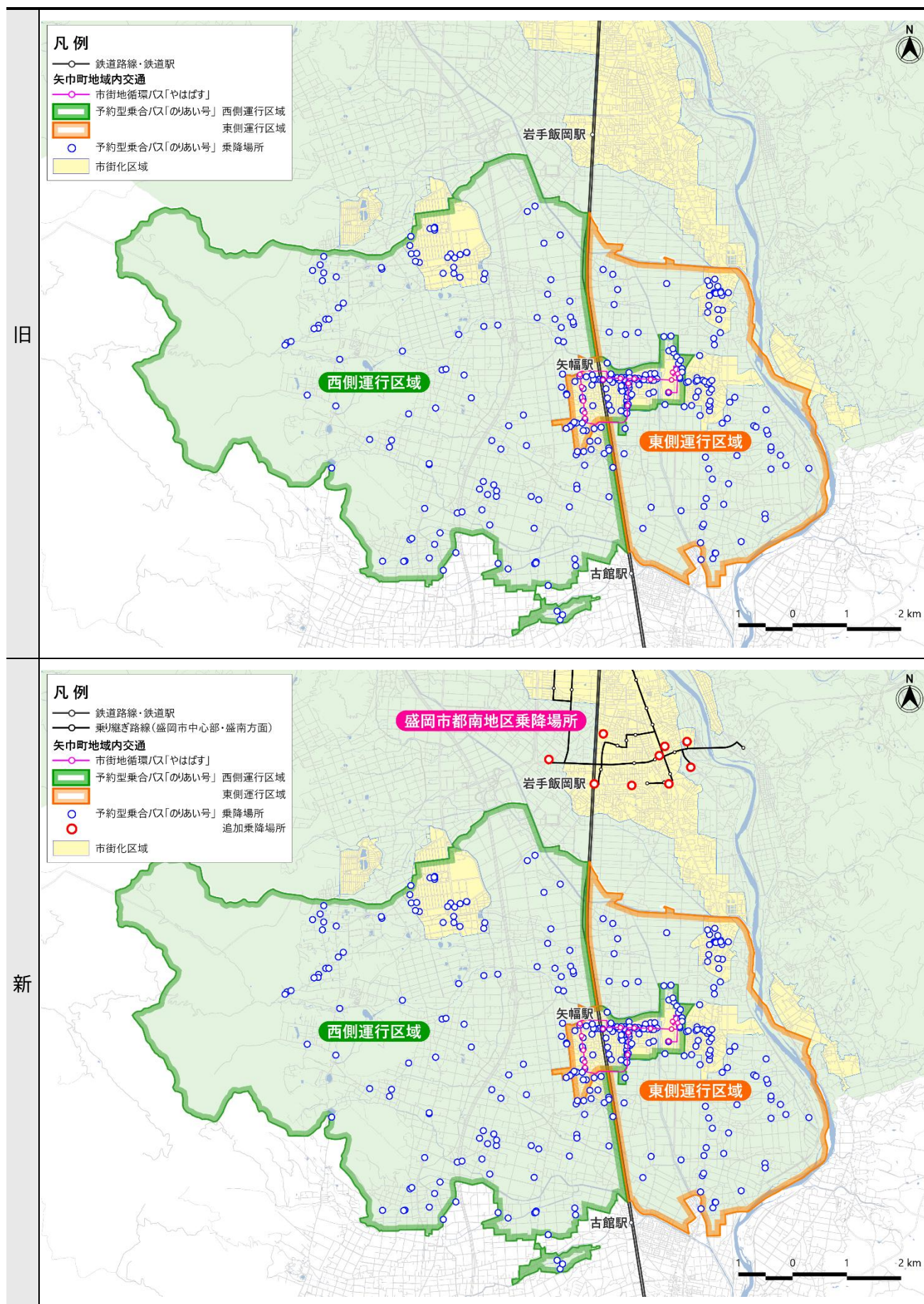
(2) 事業の内容

矢巾町内を運行している予約型乗合バス「のりあい号」について、矢巾町内の2つの運行区域から、盛岡市都南地区に新たに指定する乗降場所への利用を可能とすることで、地域住民の移動需要に対応します。

また、岩手飯岡駅において鉄道へ乗り継ぎ、盛岡友愛病院前において路線バスへ乗り継ぐことで、矢巾町北部から盛岡市中心部や盛南地区への移動が可能となることで、迂回感が軽減され利用者の利便性が向上します。

1) 運行区域図

表 新旧の運行区域図



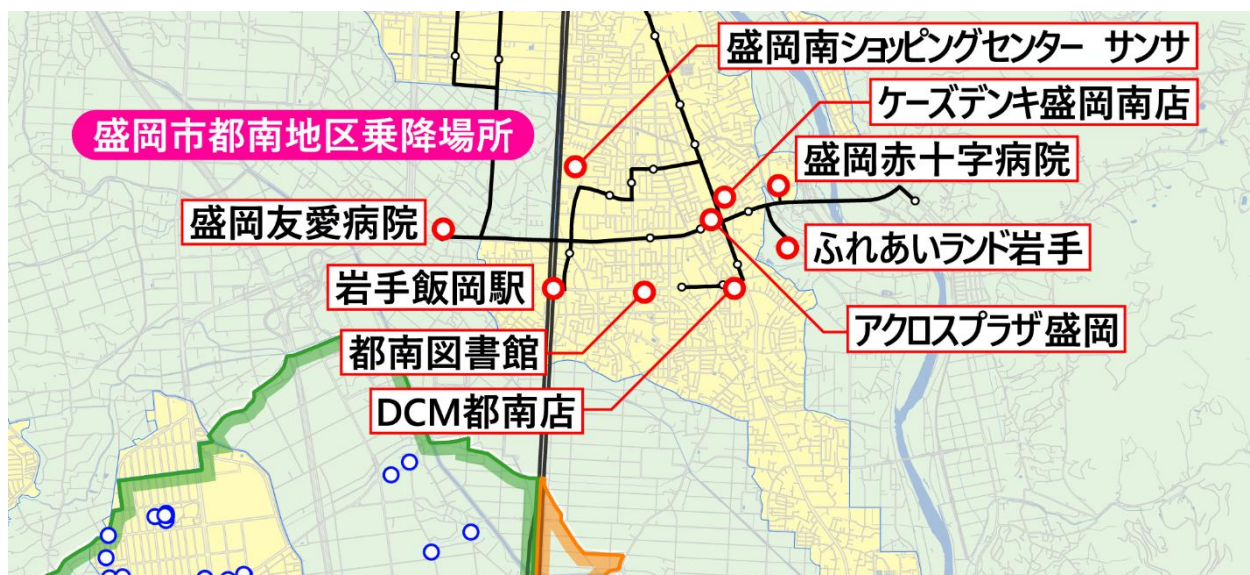


図 盛岡市都南地区における指定乗降場所

2) 地域内交通の運行回数

表 新旧の運行回数

新旧	運行曜日	運行時間帯	運行回数
旧	平日のみ	8:00～17:00	10 便（毎時 1 本）
新	平日のみ	8:00～17:00	10 便（毎時 1 本）

（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

3) 運行車両

運行車両は、現行の予約型乗合バス「のりあい号」と同様の小型タクシー車両（乗車定員 5 名）とします。



図 予約型乗合バス「のりあい号」の利用例

4) 運賃（矢巾町～盛岡市都南地区）

表 新旧の運賃比較

新旧	利用区間	交通手段	運賃	備考
旧	矢巾町内～岩手飯岡駅	のりあい号＋鉄道利用	690 円	現金運賃
	矢巾町内～津志田	のりあい号＋路線バス利用	1,000 円	矢幅駅前にて乗り継ぎ
	矢巾町内～盛岡赤十字病院	のりあい号＋路線バス利用	1,170 円	矢幅駅前・津志田にて乗り継ぎ
新	矢巾町内～岩手飯岡駅	のりあい号	●●円	矢幅駅前で路線バスに
	矢巾町内～津志田（停留所）	のりあい号	●●円	乗り継ぐ場合は、現行運賃と
	矢巾町内～盛岡赤十字病院	のりあい号	●●円	同額

片道 700～800 円程度（予定）

（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

2. 利便増進事業に関連して実施する事業

利便増進事業と関連し、実施する事業は次のとおりです。

2-1 都市圏公共交通マップの作成

地域公共交通計画 における施策の体系	都市圏施策 4-2 都市圏公共交通マップの作成
施策・事業名	都市圏公共交通マップの作成
事業概要	盛岡都市圏内での円滑な移動を可能にするため、都市圏内共通の公共交通マップを作成します。 多くの人に公共交通マップを利用してもらうため、鉄道やバスの交通結節点のほか、都市圏内の公共施設や商業施設等に掲示及び配置し、広く周知を図ります。  盛岡市バスの日まつり実行委員会 ・岩手県バス協会 滝沢市 矢巾町 図 各市町で作成された公共交通マップ
実施主体	行政、交通事業者

2-2 公共交通利用促進イベントの開催

地域公共交通計画 における施策の体系	都市圏施策 4-3 公共交通利用促進イベントの開催
施策・事業名	公共交通利用促進イベントの共同開催 盛岡都市圏3市町の共同による公共交通利用促進イベントの開催 盛岡都市圏3市町の連携による公共交通利用体験会の開催
事業概要	公共交通を広く周知し、新たな利用者確保を図るため、公共交通の利用促進イベントを実施します。 各市町で実施している公共交通利用促進イベントの共同開催を実施します。 公共交通利用促進イベントの開催イメージ   (盛岡市バスの日まつり) (たきざわのりものフェスタ) 公共交通利用体験会の開催イメージ   (バス乗車体験・乗り方教室の様子) (チャグバスの運行)
実施主体	行政、交通事業者

3. 関係施策との連携に関する事項

本計画と関係する施策は、次のとおりです。

表 関係施策との連携に関する事項

地域公共交通計画 における記載箇所	P.21 都市圏施策1-2 路線バスネットワークの維持
関係施策	盛岡市立地適正化計画
記載内容	【事業概要】 まちづくりの進展に伴う新たな移動需要が見込まれるエリアや、商業施設等の集客施設の新設により移動の流れが変化することが想定されるエリアにおいては、まちづくりの施策と連携しながら、新規需要の取り込みや移動ニーズに対応する利便性を確保するため、ネットワークの形成を図ります。 【実施事業】まちづくりと連携したネットワークの形成 盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域と整合するネットワークの形成（盛南地区）

4. 利便増進事業等の実施スケジュール

利便増進事業等の実施スケジュールは、次のとおりです。

表 利便増進事業等の実施スケジュール

事業名	令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)				令和12年度 (2030年度)			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
利便増進事業 路線バスネットワークの維持・タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成																				
事業① 居住誘導区域を経由する 路線バスの新設	路線再編の実施:路線の新設																			
事業② 医療施設・商業施設への乗り入れ ・地域内交通との接続	路線再編:医療施設・商業施設への乗り入れ																			
路線バスの再編に伴う 地域内交通の新設	路線再編:地域内交通の新設※																			
事業③ デマンド交通の運行範囲の拡大	協議 届出	路線再編:デマンド交通の運行拡大																		
利便増進事業に関連して実施する事業																				
関連事業1 都市圏公共交通マップの作成	検討・ 協議				実施															
関連事業2 公共交通 利用促進イベントの開催	検討・ 協議				実施															

※地域内交通は令和7年度中に実証運行を実施し、令和8年6月から本格運行への移行を予定しています。

第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法

・支援の内容

事業実施に必要な資金の額については、次のとおりです。

本計画に基づき実施する利便増進事業のうち、路線等の運行に必要な資金の調達方法は、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助）及び地域バス交通等支援事業（県単補助）を活用することを想定しています。特に事業②における「504 本宮線」については、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）を活用します。また、「盛岡市地域内交通」については、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）を活用するとともに、盛岡市が運行に必要な資金を確保します。

また、利便増進事業に関連して実施する事業に必要な資金の調達は、盛岡都市圏地域公共交通会議が確保します。

さらに、利便増進事業の実施に当たり、ネットワークの形成や運行の維持に向けた円滑な関係機関との協議の支援及び地域住民への説明や調整等、盛岡都市圏地域公共交通会議が資金確保以外も支援します。

表 事業実施に必要な資金の額及び調達方法

【単位：千円】

事業名	総事業費	調達方法		
		運賃収入	国庫補助 ・ 県単補助	盛岡都市圏 地域公共交通 会議
利便増進事業 路線バスネットワークの維持・タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成				
事業①	岩手県交通（株） 東道明線（仮称）			0
	岩手県交通（株） 北飯岡線（仮称）			0
事業②	岩手県交通（株） 504 本宮線			
	盛岡市 地域内交通			
事業③	矢巾町 予約型乗合バス のりあい号			

※記載の補助金等の額については、試算した見込額であり、記載のとおり調達されない場合がある。

第5章 事業実施による効果

利便増進事業を実施することにより期待される効果は、次のとおりです。都市圏計画における目標及び目標指標に基づき、事業の実施状況を評価します。

表 事業実施の効果

事業名	定性的な効果	都市圏計画での位置付け	評価指標
利便増進事業 路線バスネットワークの維持・タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成			
事業① 居住誘導区域を経由する 路線バスの新設	●収益性が高い地域への路線の新設 ●まちづくりとの整合・連携が図られた公共交通ネットワークの構築 ●地域住民の利便性の向上	目標① 交通モードの役割に 応じた最適なネットワークの形成 目標④ 従来の取組主体の枠組みを超えて 参画・連携できる体制の構築	指標 1-1 公共交通利用回数
事業② 医療施設・商業施設への乗り入れ ・地域内交通との接続	●移動需要が高い集客施設へのアクセス性向上 ●交通結節点としての拠点性向上		指標 1-2 公共交通利用圏 人口割合
路線バスの再編に伴う 地域内交通の新設	●需要に応じた効率的な運行の実現 ●鉄道・バス不便地域の縮小 ●潜在的な移動需要への対応、新規需要の掘り起こし		指標 4-2 路線バスの収支率
事業③ デマンド交通の運行範囲の拡大	●移動ニーズに適した公共交通ネットワークの実現 ●矢巾町の拠点性・集客力の向上		指標 4-3 公的資金投入額

次の目標指標については、利便増進事業と都市圏計画における事業の位置付けが異なりますが、関連する評価指標として参考とします。

表 参考として確認する評価指標

都市圏計画での位置付け	評価指標	確認時期
目標② 安心・快適に利用できる公共交通サービスの構築	指標 2-1 公共交通利用者の満足度	計画更新時
目標③ 地域に合った望ましい交通行動の普及・定着	指標 3-1 公共交通利用率	計画更新時